

投資事業有限責任組合（効力発生）

投資事業有限責任組合契約効力発生登記申請書

1. 名 称 投資事業有限責任組合〇〇
1. 主たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
1. 登記の事由 平成〇〇年〇〇月〇〇日組合契約の効力の発生
(注) 契約日（組合契約書に効力発生日の記載がある場合には、当該日）を記載してください。
1. 登記すべき事項 別添CD-R（又はFD）のとおり
(注) 登記すべき事項を記録したCD-R（又はFD）を申請書と共に提出してください。
また、CD-R（又はFD）に代えて、オンラインにより登記すべき事項を提出することもできます。この方法によった場合には、提出した登記すべき事項の情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。
1. 登録免許税 金 3 万円
1. 添付書類
- | | |
|-------|-----|
| 組合契約書 | 1 通 |
| 印鑑証明書 | 通 |
- (注) 組合契約書の無限責任組合員の印鑑につき、無限責任組合員が個人であるときは市区町村長作成の印鑑証明書、無限責任組合員が法人であるときは当該法人の代表者（代表者が法人であるときはその職務を行うべき者）の印鑑につき登記所の作成した証明書が必要となります。
- 代表者事項証明書 1 通
- (注) 登記を申請する無限責任組合員が法人である場合には、当該法人の代表者事項証明書（作成後 3 か月以内のもの）が必要となります。
- ただし、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所と登記の申請をする登記所が同じであるときは、添付を省略することができます。
- 委任状 1 通
- (注) 代理人によって申請する場合にのみ、必要となります。

受付番号票貼付欄

(注) この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けてください。

上記のとおり，登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※1

申請人 投資事業有限責任組合〇〇※2

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※3

無限責任組合員 〇〇〇〇 印

※1～※4にはそれぞれ，
※1→主たる事務所，
※2→名称，
※3→無限責任組合員の住所
※4→代理人の住所
を記載してください。

無限責任組合員の印鑑については、「印鑑届書」によって登記所に提出した印鑑を押印してください。
なお，印鑑届書の用紙はお近くの登記所でお渡ししており（無料），また，法務省ホームページ
(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-2.html>) からダウンロードしていただくことも可能です。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※4

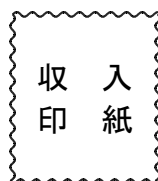
上記代理人 〇〇〇〇 印

連絡先の電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

代理人が申請する場合に
記載します。この場合
には，無限責任組合員の
印鑑の押印は，必要あり
ません。

〇〇法務局（地方法務局） 御中

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。



- (注) 1 登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）は、各ページに契印してください。
- 2 契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

(注) 詳しい磁気ディスクの作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した磁気ディスクの提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

「組合の名称」投資事業有限責任組合〇〇

「組合の主たる事務所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「組合契約の効力が発生する年月日」平成〇〇年〇〇月〇〇日

「組合の事業」

組合員は、本組合の事業として、共同で次に掲げる事業を行うことを約する。

- 1 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
- 2 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有
- 3 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項各号（第9号及び第14号を除く。）に掲げる有価証券（同項第1号から第8号まで、第10号から第13号まで及び第15号から第21号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有
- 4 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有
- 5 事業者に対する金銭の新たな貸付け
- 6 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治32年法律第48号）第535条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有
- 7 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）
- 8 前各号の規定により投資事業有限責任組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業
- 9 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資
- 10 前各号の事業に付随する事業であって、政令で定めるもの
- 11 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの
- 12 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

「無限責任組合員・清算人に関する事項」

「資格」無限責任組合員

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「無限責任組合員・清算人に関する事項」

「資格」無限責任組合員

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」株式会社〇〇

「組合の従たる事務所番号」 1

「組合の従たる事務所の所在地」 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「組合の存続期間」 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

「解散の事由」 〇〇 (※)

「登記記録に関する事項」 組合契約の効力発生

※ 組合契約書において、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第13条第1号から第3号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときに限り、登記すべき事項となります。

組合契約書の例

投資事業有限責任組合〇〇組合契約書

第1条 本組合の名称は、投資事業有限責任組合〇〇と称する。

第2条 本組合の主たる事務所は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号とする。

第3条 本組合員は、本組合の事業として、共同で次に掲げる事業を行うことを約する。

1 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

2 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有

3 . . .

第4条 出資一口の金額は、金〇円とする。

第5条 組合員の資格、氏名及び出資口数

1 無限責任組合員 〇〇〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇口出資

2 無限責任組合員 〇〇〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇口出資

3 有限責任組合員 〇〇〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇口出資

第6条 組合契約の効力の発生は、平成〇年〇月〇日とする。

第7条 本組合の存続期間は、平成〇年〇月〇日までとする。

第8条 解散の事由は本法に定めるものの他、総組合員の同意によって解散する。

第9条 本組合の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第10条 本契約に定めのない事項は、本法の定めるところによる。

以上、本契約書の真正を担保するために組合員全員が署名押印する。

平成〇年〇月〇日

無限責任組合員 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 印

無限責任組合員 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 印 (※)

有限責任組合員 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 印

(※) 1 無限責任組合員の押印した印鑑につき、無限責任組合員が個人であるときは市区町村長作成の印鑑証明書、無限責任組合員が法人であるときは当該法人の代表者（代表者が法人であるときはその職務を行うべき者）の印鑑につき登記所の作成した証明書が必要となります。

2 無限責任組合員が法人である場合には、代表者（代表者が法人であるときはその職務を行うべき者）が記名し、当該法人が登記所に届け出ている印鑑を押印してください。

委任状の例

委 任 状

私は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇を代理人に定め、以下の権限を委任する。

1. 当組合契約効力発生登記を申請する一切の件
2. 原本還付の請求及び受領の件

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
投資事業有限責任組合〇〇
無限責任組合員 〇〇〇〇 印 (※)

※ 無限責任社員が登記所に届け出る印鑑を押印してください。